

京都市訓令甲第 23 号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

別表第1第1類の款環境政策局適正処理施設部の項を削る。

別表第1第2類の款環境政策局適正処理施設部の項中「(南部クリーンセンターを除く。)」を削る。

別表第2事業所の長の項中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、同項第7号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改め、同号を同項第10号とし、同項第6号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同号を同項第9号とし、同項第5号を同項第8号とし、同項第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 1件50,000円以下の収入決定に関する事。
- (6) 使用料、手数料その他諸収入の減免に関する事。
- (7) 1件500,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。

別表第2事業所の長(南部クリーンセンター所長を除く。)の項を削る。

別表第2歴史資料館次長及び衛生環境研究所の課長の項第5号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同項第6号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

別表第2課長(衛生環境研究所の課長を除く。)、室の庶務を担当する課長(市税事務所市民税室法人税務課長及び納税室納税推進課長を含む。)、市税事務所軽自動車税事務所長、動物園生き物・学び・研究センター長及び部長の項第6号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同項第7号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

別表第2美術館事務局長の項中第10号及び第11号を削り、第9号を第11号とし、

第4号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 個人情報の保護に関する法律による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等に関すること。

(5) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関すること。

別表第2歴史資料館事務局長の項第7号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同項第8号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

別表第2子育て支援総合センターこどもみらい館事務局長の項第4号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同項第5号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

別表第3保健所長の項第14号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同項第15号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

別表第3部長及び室長の項第12号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同項第13号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

別表第3保健センター長の項第10号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同項第11号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

別表第3課長及び医療衛生センター長の項第18号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同項第19号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

別表第4児童福祉センター院長の項第9号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、

同項第10号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

別表第4 総務課長及び第二児童福祉センター長の項中「総務課長及び第二児童福祉センター長」を「児童福祉センター総務課長及び第二児童福祉センター総務課長」に改める。

別表第4 第二児童福祉センター長並びに課長（第二児童福祉センターに置く課長を除く。）、発達障害者支援センター長及び第二児童相談所長の項中「第二児童福祉センター長並びに」を削り、「第二児童福祉センターに置く課長」を「第二児童福祉センター発達相談課長及び診療課長」に、「発達障害者支援センター長及び第二児童相談所長」を「及び発達障害者支援センター長」に改め、同項第6号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同項第7号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

別表第4 担当課長（第二児童福祉センターに置く課長を含む。）の項中「第二児童福祉センターに置く課長」を「第二児童福祉センター発達相談課長及び診療課長」に改める。

別表第4 児童相談所相談課長及び第二児童相談所長の項中「児童相談所相談課長及び第二児童相談所長」を「児童相談所企画調整課長及び第二児童相談所相談支援課長」に改める。

別表第5 事業所の長の項第6号中「京都市情報公開条例」を「個人情報の保護に関する法律」に、「公文書の公開」を「個人情報の開示、訂正及び利用停止」に改め、同項第7号中「京都市個人情報保護条例」を「京都市情報公開条例」に、「個人情報の開示、訂正及び利用停止」を「公文書の公開」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)